

球磨村告示第37号

令和5年第7回球磨村議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年8月30日

球磨村長 松谷 浩一

1 期 日 令和5年9月5日

2 場 所 球磨村議会議場

○開会日に応招した議員

永椎樹一郎君

西林 尚賜君

宮本 宣彦君

板崎 壽一君

東 純一君

嶽本 孝司君

舟戸 治生君

高澤 康成君

田代 利一君

9月8日に応招した議員

同 上

9月11日に応招した議員

〃

9月13日に応招した議員

〃

9月14日に応招した議員

〃

○応招しなかった議員

令和5年 第7回 球磨村議会定例会会議録(第1日)

令和5年9月5日(火曜日)

場所 球磨村議会議場

議事日程(第1号)

令和5年9月5日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 一部事務組合議会報告
- 日程第4 陳情書について
- 日程第5 報告第8号 令和4年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第6 認定第1号 令和4年度球磨村一般会計決算の認定について
- 日程第7 認定第2号 令和4年度球磨村国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第8 認定第3号 令和4年度球磨村後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第9 認定第4号 令和4年度球磨村介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第10 認定第5号 令和4年度球磨村簡易水道特別会計決算の認定について
- 日程第11 議案第50号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第12 議案第51号 球磨村長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第52号 球磨村議会議員及び球磨村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第53号 令和5年度球磨村一般会計補正予算について
- 日程第15 議案第54号 令和5年度球磨村介護保険特別会計補正予算について
- 日程第16 同意第10号 球磨村監査委員の選任同意について
- 日程第17 同意第11号 球磨村教育委員会委員の選任同意について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 一部事務組合議会報告
- 日程第4 陳情書について

- 日程第5 報告第8号 令和4年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第6 認定第1号 令和4年度球磨村一般会計決算の認定について
- 日程第7 認定第2号 令和4年度球磨村国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第8 認定第3号 令和4年度球磨村後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第9 認定第4号 令和4年度球磨村介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第10 認定第5号 令和4年度球磨村簡易水道特別会計決算の認定について
- 日程第11 議案第50号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第12 議案第51号 球磨村長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第52号 球磨村議会議員及び球磨村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第53号 令和5年度球磨村一般会計補正予算について
- 日程第15 議案第54号 令和5年度球磨村介護保険特別会計補正予算について
- 日程第16 同意第10号 球磨村監査委員の選任同意について
- 日程第17 同意第11号 球磨村教育委員会委員の選任同意について

出席議員（9名）

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 永椎樹一郎君 | 2番 西林 尚賜君 |
| 3番 宮本 宣彦君 | 4番 板崎 壽一君 |
| 5番 東 純一君 | 7番 嶽本 孝司君 |
| 8番 舟戸 治生君 | 9番 高澤 康成君 |
| 10番 田代 利一君 | |

欠席議員（1名）

- 6番 犬童 勝則君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

- | | |
|----------|----------|
| 局長 假屋 昌子 | 書記 山口 隆雄 |
|----------|----------|

説明のため出席した者の職氏名

村長	松谷 浩一君	副村長	上 蔀 宏君
教育長	森 佳寛君	代表監査委員	日隠 啓一君
政策審議監	田中真一郎君	総務課長	境目 昭博君
復興推進課長	友尻 陽介君	税務住民課長	蔵谷 健君
保健福祉課長	大岩 正明君	産業振興課長	毎床 貴哉君
建設課長	松舟 祐二君	会計管理者	犬童 和成君
教育課長	高永 幸夫君		

午前10時00分開会

○議長（舟戸 治生君） おはようございます。本日は第7回定例会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第7回球磨村議会定例会を開会します。

会議に先立ち、6月定例会以降の行事と諸般の報告をします。

それぞれの行事につきましては、お手元に配付してあるとおりですので、報告書をもって報告に代えさせていただきます。

続いて、6月定例会以降の例月出納検査について、議会推薦監査委員板崎壽一君にその報告をお願いします。4番、板崎壽一君。

○議員（4番 板崎 壽一君） おはようございます。6月定例議会以降の例月出納検査の結果について、ご報告を申し上げます。

令和5年5月、6月、7月分の結果については、報告書のコピーをお手元に配付しておりますが、検査の結果につきましては、それぞれ何ら不正、被疑の点は見受けられず、全て適正でありました。

なお、数値等の詳細については、報告書を事務局に備えてありますので御覧ください。

以上で、例月出納検査の報告を終わります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第1、会議録署名議員の指名について、会議規則第123条の規定によって指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、1番、永椎樹一郎君、2番、西林尚賜君を指名します。

日程第2. 会期の決定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月14日までの10日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月14日までの10日間に決定しました。

日程第3. 一部事務組合議会報告

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第3、一部事務組合議会の報告を行います。

まず、人吉球磨広域行政組合議会の報告をお願いします。1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） おはようございます。人吉球磨広域行政組合議会の報告をいたします。

令和5年第3回人吉球磨広域行政組合議会定例会が、令和5年8月25日開催をされました。

日程第1、会議録署名の指名では、10番、椎葉弘樹議員、湯前町、同じく湯前町、11番、西靖邦議員が指名をされました。

日程第2、会期の決定では、議会運営委員会委員長報告の後、会期は8月25日1日限りと決定をされました。

日程第3、行政報告では、令和5年第1回議会定例会以降の定例理事会における主な審議等について報告がありました。

日程第4、議案第10号令和5年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第1号）、日程第5、認定第1号令和4年度人吉球磨広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について、この2件を一括して理事会代表理事から提案理由の説明を受け、日程第4、議案第10号については、執行部から補足説明を受けた後、質疑、採決を行い、原案のとおり可決をされました。

日程第5、認定第1号では、会計管理者から決算書の補足説明及び代表監査委員から決算審査意見書の報告を受けた後、追加日程第1、令和4年度決算特別委員会の設置についてを日程に追加し、委員8名を選出した後、令和4年度決算特別委員会が設置され、決算の認定について同委員会に付託をされました。同委員会委員には、人吉市・川上紗智子議員、同じく人吉市・宮崎保議員、多良木町・源嶋たまみ議員、湯前町・椎葉弘樹議員、水上村・杉野久志議員、五木村・田山淳士議員、山江村・中村龍喜議員、そして、私、ここには、皆さん方に配っているのは「えいしん」とありますけども、私、永椎「ながしい」が指名をされました。第1回決算特別委員会が開催をされ、委員長に田山淳士議員（五木村）、副委員長に川上紗智子議員（人吉市）が互選をされました。

日程第6、委員会の閉会中の継続調査及び審査については、議会運営委員会委員長及び令和4年度決算特別委員会委員長から申出が出され、申出のとおり了承をされました。

最後に、組合会議規則第43条の規定により、議決された事件について、その条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することが決定をされました。

また、閉会前には、10月改選の五木村、木下丈二村長からご挨拶があり、以上をもって議会を閉会をいたしました。

以上、令和5年第3回人吉球磨広域行政組合議会定例会の会議結果について報告をいたします。

○議長（舟戸 治生君） 次に、人吉下球磨消防組合議会の報告をお願いします。5番、東純一君。

○議員（5番 東 純一君） おはようございます。報告をいたします。

令和5年8月21日、人吉下球磨消防組合消防本部会議場において開かれました令和5年8月第3回人吉下球磨消防組合議会臨時会結果報告をいたします。

会議の結果。

日程第1、会期の決定。

日程第2、会議録署名議員の指名。

日程第3、議案第1号令和5年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算について、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,834万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億1,328万円とするもの。

内訳につきましては、歳入、組合債1,170万円の増額。繰入金4,089万8千円の増額。繰越金1,575万円の増額。1,170万円の増額は、消防本部中央消防署庁舎移転に伴う地方債の補正。4,089万8千円の増額は、消防本部中央消防署庁舎移転に伴う財政調整基金繰入金の補正。1,575万円の増額は、令和4年度繰越金と当初計上分との差額を補正するもの。

次に、歳出、消防費5,263万5千円の増額。予備費1,571万3千円の増額。詳細につきましては、5,263万5千円の増額は、消防本部中央消防署庁舎移転に伴う事業委託による増。1,571万3千円の増額は、歳入歳出の増減の差引きした分を予備費に計上するもの。

以上、原案可決いたしました。

これで消防組合からの議会からの報告を終わります。

○議長（舟戸 治生君） 以上で一部事務組合議会の報告を終わります。

日程第4. 陳情書について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第4、陳情書を議題とします。

本定例会において、自治労連熊本自治体一般労働組合多久俊一執行委員長から、会計年度任用職員の処遇改善を求める陳情が提出されています。内容はお手元に配付してあるとおりです。

お諮りします。ただいま議題としました陳情書については、会議規則第90条第2項の規定により、委員会付託を省略して本会議で審議したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま議題としました陳情書については、委員会付託を省略することに決定しました。

なお、審議は、慣例により執行部提出議案の審議終了後に行うことにいたします。

それでは、これから議案の上程を行います。

日程第5. 報告第8号 令和4年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（舟戸 治生君） 日程第5、報告第8号令和4年度財政健全化判断比率及び資金不足比率についてを上程します。

本案件について、提出者の報告を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 改めまして、おはようございます。令和5年第7回球磨村議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、ご多忙の中ご出席をいただき、ここに第7回定例会が開催されますことに厚く御礼を申し上げます。

今回の定例会では、報告1件、認定5件、議案5件、同意2件を上程させていただきました。どうぞよろしくお願いをいたします。

まず、上程いただきました報告第8号令和4年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について、ご報告を申し上げます。

財政健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

まず、一般会計の赤字額がある場合の赤字の程度を表す実質赤字比率及び一般会計に特別会計を含めて算定する連結実質赤字比率につきましては、算定の結果、該当なしとなっております。

次に、公債費及び公債費に準じるものの額が財政規模に対してどの程度であるかを示す実質公債費比率につきましては6.0%となっており、昨年度から0.6ポイント上昇しております。上昇の主な要因は、地方債の元利償還金の増加や普通交付税額及び臨時財政対策債発行可能額の減少が挙げられます。負債残高のほか、一般会計が将来負担すべき実質的な負債を捉えた将来負担比率につきましては、該当なしとなっております。

また、公営企業会計の資金不足比率につきましては、本村の公営企業である簡易水道特別会計に資金不足はないことから、資金不足比率は該当なしとなっております。

以上の結果から、いずれの比率も早期健全化基準並びに経営健全化比率を下回っており、健全な財政運営がなされていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（舟戸 治生君） 説明が終わりましたので、本案件につきまして質疑はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑がありませんので、これで報告第6号についての報告を終わります。

日程第6. 認定第1号 令和4年度球磨村一般会計決算の認定について

日程第7. 認定第2号 令和4年度球磨村国民健康保険特別会計決算の認定について

日程第8. 認定第3号 令和4年度球磨村後期高齢者医療特別会計決算の認定について

日程第9. 認定第4号 令和4年度球磨村介護保険特別会計決算の認定について

日程第10. 認定第5号 令和4年度球磨村簡易水道特別会計決算の認定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第6、認定第1号令和4年度球磨村一般会計決算の認定についてから、日程第10、認定第5号令和4年度球磨村簡易水道特別会計決算の認定についてまでは、令和4年度の一般会計及び特別会計の決算認定についての議案ですので、5議案を一括して上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 一括上程いただきました認定第1号から認定第5号について、提案理由をご説明申し上げます。

これらの決算につきましては、令和5年6月19日付で監査委員に決算審査をお願いし、詳細に審査され意見書を提出いただきましたので、地方自治法第233条第3項及び第5項の規定により、議会の認定を求めるものでございます。

各決算の数値は千円単位で申し上げます。

まず、認定第1号令和4年度球磨村一般会計決算の認定についてでございます。

歳入総額は81億8,665万2千円、歳出総額は68億7,082万4千円で、歳入歳出差引額13億1,582万8千円となっておりますが、このうち翌年度へ繰り越すべき財源を差し引きますと、実質収支額は8億721万7千円となります。

次に、認定第2号令和4年度球磨村国民健康保険特別会計決算の認定についてでございます。

歳入総額は6億18万円、歳出総額は5億2,413万3千円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は7,604万7千円となります。

次に、認定第3号令和4年度球磨村後期高齢者医療特別会計決算の認定についてでございます。

歳入総額は5,550万7千円、歳出総額は5,528万5千円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は22万2千円となります。

次に、認定第4号令和4年度球磨村介護保険特別会計決算の認定についてでございます。

歳入総額は7億3,070万8千円、歳出総額は6億7,142万9千円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は5,927万9千円となります。

最後に、認定第5号令和4年度球磨村簡易水道特別会計決算の認定についてでございます。

歳入総額は1億3,020万3千円、歳出総額は8,735万4千円で、歳入歳出差引額4,284万9千円となっておりますが、このうち翌年度へ繰り越すべき財源を差し引きますと、実質収支額は3,584万9千円となります。

一般会計並びに特別会計の内容につきましては、各決算書及び決算審査意見書をご参照いただきたいと存じます。

なお、決算審査意見書においてご指摘いただいております各事項につきましては、今後は正に努力していく所存でございます。

ご審議の上、ご認定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（舟戸 治生君） ここで、令和4年度球磨村一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査の結果等についての報告を求めます。球磨村代表監査委員、日隠啓一君。

○代表監査委員（日隠 啓一君） おはようございます。ただいま、議長から報告を求められました令和4年度球磨村一般会計及び特別会計の決算審査の結果をご報告申し上げます。

今回の決算審査の対象としましては、令和4年度球磨村一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金運用状況に関する調書、併せまして、財政の健全化判断比率、資金収支比率及び当該比率の算定基礎となった事項を対象としたところでございます。

審査は、役場会議室において、令和5年7月21日から7月31日までのうち6日間にわたり実施をいたしました。

審査の方法は、監査基準によるほか、決算書、その他関係諸帳簿、諸書類に基づく係数を確認するとともに、予算が合理的かつ効果的に執行されているかどうかを主眼に、各課から提出がありました事業成果等の資料及び決算の数値について関係職員から説明を聞き、財政運営は適正であったかどうかを審査をいたしました。

全般的な審査の結果として、違法な点は見受けられず、決算計数は正確であることを確認をいたしました。

また、予算の執行、収入支出事務の処理及び財産管理につきましても、適正であることを確認をいたしました。

審査意見につきましては、決算審査意見書の中にも詳しく述べているとおりでございますが、決算の概要、併せて審査についてご報告させていただきます。

まず、令和4年度の一般会計歳入歳出額は81億8,665万2千円でありました。歳入の財源構成上から見た自主財源と依存財源の構成比は、村税等からなる自主財源が33.26%、国・県支出金等の依存財源は66.74%で、前年度と比較しますと、自主財源が15.58ポイント上がっております。

増加の主な財源は、前年度の繰越金となっております。

収入未済額は、1,510万9千円で、昨年度から291万5千円増加しています。

村税については、不納欠損処理及び徴収努力で減少していますが、使用料及び手数料の雑入において収入未済額が増となっております。

財源基盤の強化を図るためには、自主財源の確保が重要であります。村税等につきましては、負担の公平性、公正性の観点から、正確な課税と確実な収納に取り組まれますようお願いをいたします。

なお、善良な納税者の納税意欲を失しないよう、滞納者へは納税に対する理解を求めるとともに、滞納者や未納額の解消に努め、時効による不納欠損につながらないような対策と事務処理をお願いをするものです。

歳出決算額は、68億7,082万3千円で、前年度と比べますと2,606万円の減少、率にして約30.6%の減少となっております。これは、令和2年7月の豪雨災害に関連する災害廃棄物処理に係る事業が、令和3年度で終了したことが大きな要因となっております。

歳入決算額から歳出決算額を差し引いた歳入歳出差引額は、13億1,582万8千円で、翌年度に繰り越すべく財源5億861万1千円を差し引いた実質収支額は8億721万7千円で、翌年度に繰り越されております。

繰越明許費は、宅地造成・避難路整備事業、渡小学校解体事業、橋梁長寿化修繕事業、農業用施設・林業用施設・公共土木施設災害復旧事業に係る予算などの全32事業で、事故繰越額を含めた翌年度繰越額は21億7,162万円となっております。

次に、特別会計について申し上げます。

まず、国民健康保険特別会計では、歳入総額6億18万円、歳出総額5億2,413万2千円、実質収支額7,604万7千円で、収入未済額は1,042万5千円となっており、村税等と同様に徴収努力により154万7千円の減となっておりますが、不納欠損処理もその理由となっております。国保税においても滞納者や未納額の解消に努め、時効による不納欠損につながらないような対策と事務処理をお願いをするものです。国保会計については、村民の健康管理が大きく影響します。関係各課と連携を図り、村民の健康維持と疾病予防対策を望むものであります。

次に、後期高齢者医療特別会計では、歳入総額5,550万7千円、歳出総額5,528万5千円、実質収支額22万2千円で翌年度に繰り越されております。

次に、介護保険特別会計では、歳入総額7億3,070万7千円、歳出総額6億7,142万8千円、実質収支額5,927万9千円で翌年度に繰り越されておりますが、収入未済額が75万1千円となっており、今後においても滞納者や未納額の解消に努め、時効による不納欠増につながらないような対策と事務処理をお願いするものです。また、介護保険においても、村民の健康管理が重要であります。現在実施されております介護予防事業の効果を検証し、要介護状態にならないような事業の取組で、介護保険事業の安定した推進を求めます。

最後に、簡易水道特別会計では、歳入総額1億3,023万6千円、歳出総額8,735万4千円で、翌年度に繰り越すべき財源700万円を差し引いた実質収支額は3,584万9千円で、翌年度に繰り越されております。簡易水道事業につきましては、今後、施設の維持管理の経費が懸念されますが、安心、安全な水を供給するために、さらに安定した運営を望みます。

以上のとおり、全ての特別会計についても黒字をもって繰り越されておりますが、今後、財政面の厳しさを増すと思われますので、なお一層経費の節減を図り、健全経営に努めていただきたいと思っております。

次に、財産に関する調書につきましては、公有財産、有価証券出資による権利、債権等は、会計管理者及び各課保管の台帳において整備されておりました。

次に、基金運用状況でございますが、その管理については、適正かつ効率的になさっていることを認めました。

基金の運用は、その目的に沿って長期的な財政計画の下で、より効率的な運用に努めていただきたいと思っております。

次に、財政運営を総合的に判断する財政関係指数を見ますと、財政運営の健全性を示す指標である実質収支比率は33.4%で、前年度から1.3ポイント下降しております。

財政力指数は0.14、財政構造の弾力性を見る上で最も重要な比率の経常収支比率は77.5%で、昨年度から3.7ポイント上昇をしております。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による財政健全化比率の指標及び資金不足比率を審査した結果、全ての指標が健全化基準内に入っており、審査の結果、良好であると認められました。

以上のとおり、一般会計及び特別会計の財政運営についても、全般的に違法、不当な収入、歳出はなく、総合的に見て適正であったことを認めました。

本村は、令和2年7月豪雨災害以降、人口減少が加速しており、さらに物価高騰のあおりを受け、社会経済は大きく変動しています。現在、財政状況は安定した状態であるといえ、今後の財政運営は不透明さが増しています。加えて、異常気象とも言える豪雨災害等に起因する新たな自然災害の発生も懸念をされます。そのような中であって、復興・復旧事業を的確に進め、被災さ

れました方々の早期の生活再建等、併せて、村民各位の更なる福祉の向上を強く望むものであります。

また、一勝地交流センターは、本年4月から指定管理者の下で運営をされております。当センターは村の主要な観光施設でもあることから、村の活性化に資する施設となりますよう、民間活力の活発な運営を期待をするものでございます。

終わりに、先ほど来申し上げましたように、今後も健全で安定的な財政運営の推進のため、限られた財源の中、村民にとって何が必要かを見極めるとともに、事務事業の無理・無駄を省き、将来にわたって魅力と活力ある持続可能な球磨村の実現に取り組まれることを期待します。

以上、報告を終わります。

○議長（舟戸 治生君） ただいま、球磨村代表監査委員、日隠啓一君より令和4年度球磨村一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査の結果等を詳しくご報告いただき、ありがとうございました。日隠啓一君におかれましては、大変ご苦労さまでした。ここで退席をお願いします。

お諮りします。本件については、会議規則第39条第1項の規定により、全議員10名を委員とする決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、本件については、全議員10名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

日程第11．議案第50号 工事請負変更契約の締結について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第11、議案第50号工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第50号工事請負変更契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、令和3年第8回球磨村議会臨時会において議決いただきました村道毎床線道路災害復旧工事（7月災）において、契約金額を16万8,710円減額し、1億1,313万1,290円に変更いたしたく、球磨村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回の変更は、軽量盛土工の施工延長の減、それに伴う軽量盛土工の壁面材の減などにより減額となっております。

ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第12. 議案第51号 球磨村長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第12、議案第51号球磨村長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第51号球磨村長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

先般、児童扶養手当受給者への現況届通知の誤送付をしておりました一連の不適正事案にしまして、当事者並びに村民の皆様に対して改めて謝罪を申し上げますとともに、行政への不信感を抱かせることとなってしまったことから、今回、10月分の村長給料の10%を削減することとし、同時に、副村長においても給料月額5%を削減する特例条例をご提案申し上げるものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしく申し上げます。

日程第13. 議案第52号 球磨村議会議員及び球磨村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第13、議案第52号球磨村議会議員及び球磨村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第52号球磨村議会議員及び球磨村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、最近における物価の変動等を考慮した公職選挙法施行例の一部改正を踏まえ、所要の改正を行うものでございます。

なお、本条例は、同施行令の内容に準じて制定しているため、これにより、選挙運動用自動車使用の公費負担額、選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担額の単価について改正を行うものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第14. 議案第53号 令和5年度球磨村一般会計補正予算について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第14、議案第53号令和5年度球磨村一般会計補正予算に

ついてを上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第53号令和5年度球磨村一般会計補正予算について、提案理由をご説明申し上げます。

まずは、歳出からご説明いたします。

予算書10ページの企画費は、ふるさと応援寄付金について、年末にかけて多くの寄付が見込まれることから、関係経費を増額しております。また、くまむら復興祭を渡小学校グラウンドで実施しますが、土質が悪い箇所があることから、雨天の場合に会場の整地を行うための費用を計上しております。

次に、災害対策費では、今年度から宅地かさ上げ工事が本格化したことにより、多武除地区、大坂間地区及び鶴口地区に係る事業費の増額について国から通知がありましたので、負担金を増額しております。

予算書11ページの老人福祉費では、県補助金を活用して、特別養護老人ホーム千寿園の地域密着型施設部分の開設準備に関する補助金を計上しております。

また、保健衛生総務費では、人吉球磨管内の産科医師確保に向けて負担金を計上しております。

予算書12ページの農業振興費では、県補助金を活用して、新しく設立した農業法人の事業を支援するための補助金を計上しております。

また、森林環境費では、木材住宅建設補助金の申請件数が当初見込み件数の2件に達し、今後とも申請が見込まれることから、補助金を増額しております。

山村振興対策費では、一勝地交流センター「かわせみ」施設の雨漏り対策及び指定管理施設の老朽化に伴う突発的な補修等に対応する工事費について計上しております。

予算書13ページの河川改良費では、中園川と中津川について自然災害防止対策工事が必要になったことから、「村管理河川浚渫工事」から「緊急自然災害対策工事」として変更をしております。

また、教育費の事務局費では、教育振興基本計画の後期計画を本年度見直しますが、義務教育学校開校に伴い、より専門的な知識を要することから、計画策定業務委託料を計上しております。

予算書14ページの小学校費の学校管理費では、他県において樹木の枝の落下による教職員の事故が発生しており、一勝地小学校駐車場横の記念樹によるけが等を予防するため、枝打ちに関する経費と、児童や施設利用者の熱中症予防のため、一勝地小学校屋内運動場に空調設備を設置するための設計費用を計上しております。

中学校費の学校管理費では、来年4月の球磨清流学園開校に伴い、球磨中学校校舎の改修が必要となるため、村有施設整備基金を活用し、改修工事に係る設計費用を計上しております。

歳入については、国・県支出金を事業費や内示等に合わせて補正するとともに、地方債の増減や村有施設整備基金の繰入金及び繰越金を追加しております。

また、地方債は、第2表にお示ししておりますとおり、宅地かさ上げ安全事業等を追加し補正しております。

このようなことから、1億5,143万1千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ76億4,346万2千円とする予算を編成したところでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第15. 議案第54号 令和5年度球磨村介護保険特別会計補正予算について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第15、議案第54号令和5年度球磨村介護保険特別会計補正予算についてを上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第54号令和5年度球磨村介護保険特別会計補正予算について、提案理由をご説明申し上げます。

まず、歳出については、総務費において、地域包括支援センターにて実施しております認知症施策推進事業に係る端末の修繕料を計上したほか、諸支出金において、令和4年度の介護給付費及び地域支援事業費が確定したことに伴い、社会保険診療報酬支払基金への介護給付費及び地域支援事業費交付金の返還が発生するため、償還金を計上しております。

歳入におきましては、一般財源として繰越金を計上しております。

このようなことから、511万8千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ7億1,202万7千円とする予算を編成したところでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第16. 同意第10号 球磨村監査委員の選任同意について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第16、同意第10号球磨村監査委員の選任同意についてを上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました同意第10号球磨村監査委員の選任同意について、提案理由をご説明申し上げます。

監査委員につきましては、地方自治法第195条第2項に、その定数を2人と定めてあります。現在執務していただいております日隠啓一監査委員の任期が9月27日で満了となることから、引き続き日隠氏を本村の監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づ

き、議会の同意を求めるものでございます。

日隠氏は、皆様よくご承知のとおり、長年役場職員として勤められ、平成24年3月に定年退職されるまでの間、議会事務局長、住民福祉課長など要職を歴任されました。現在は、平成25年10月より球磨村社会福祉協議会の理事としてお務めいただいている一方で、法務大臣から委嘱を受けた保護士としてもご活躍いただいております、人格、識見ともに優れ、監査委員として最も適任と考えます。

ご審議の上、ご同意賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

日程第17. 同意第11号 球磨村教育委員会委員の選任同意について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第17、同意第11号球磨村教育委員会委員の選任同意についてを上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました同意第11号球磨村教育委員会委員の選任同意について、提案理由をご説明申し上げます。

本村の教育委員会委員につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条の規定に基づき、4人を選任しております。今回、大岩幸吉委員の任期が令和5年10月15日で満了を迎えるため、引き続き教育委員会委員に選任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

大岩氏につきましては、平成23年10月16日に球磨村教育委員会委員として選任されてから現在まで、本村教育の振興発展のために情熱を持って積極的に取り組んでいただいております。また、これまで球磨村消防団の9分団長や神瀬小学校PTA会長など要職を歴任され、地域の方々からの信頼も非常に厚く、教育委員会委員として最も適任と考えます。

ご審議の上、ご同意賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（舟戸 治生君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、9月8日午前10時から開きます。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午前10時49分散会
